



宇治市宣伝大使  
ちはや姫

## 浄化槽法に基づく検査・点検について

浄化槽の点検・清掃を必ず行ないましょう。



浄化槽を正常に機能させ、環境を保全するためには、使用方法や維持管理を適正に実施していくことが重要です。浄化槽が適正に管理されていない、定期的に清掃されていないと、悪臭、害虫の発生などの原因となり周辺環境悪化につながります。浄化槽法に基づく、報告・検査・点検等には以下のものがあります。

### ① 使用開始報告（浄化槽法第10条の2）

浄化槽を使い始めてから30日以内に、宇治市へ提出してください。

### ② 設置後の水質検査（浄化槽法第7条第1項 浄化槽設置後一回のみ）

浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間（4ヶ月目から8ヶ月目の間）に浄化槽法第7条第1項に基づく水質検査が必要です。この検査は、浄化槽設置の手続きの一環として行われています。

実施機関：京都府知事指定検査機関 「公益社団法人 京都保健衛生協会」  
京都市南区西九条西柳の内町28-2 TEL 075-681-1727

### ③ 保守点検（浄化槽法第10条 通常一般家庭の場合3～4ヶ月間に一回程度）

浄化槽は年間をとおして日常的な保守点検が必要です。  
保守点検の回数は浄化槽の種類ごとに定められています。  
保守点検業者と維持管理契約を結んで下さい。

### ④ 清掃（浄化槽法第10条 通常一般家庭の場合 年一回程度）

浄化槽内の汚泥などは年一回以上清掃が必要です。清掃業者と契約を結んで下さい。  
宇治市内には6社の浄化槽清掃業者があります（裏面参照）ので、いずれかと契約して下さい。

### ⑤ 定期水質検査（浄化槽法第11条 通常一般家庭の場合 年一回）

浄化槽法第11条の規定により、公的機関による毎年1回の水質検査が必要です。  
実施は前記②の（公社）京都保健衛生協会（TEL 075-681-1727）に依頼してください。

浄化槽法に基づき、浄化槽管理者（使用者）に義務付けられているもので、罰則規定も盛り込まれています。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先：宇治市 環境企画課 生活環境係  
TEL 22-3141（代）内線 2253、2254 FAX 21-0423

## 浄化槽清掃業者リスト

業 者	電 話
宇治市五ヶ庄折坂 15 (有) 池田清掃	38-2731
宇治市槇島町一ノ坪 51-5 (有) 堂坂ジェットクリーナー工業	20-1575
宇治市菟道東隼上り 59-1 (有) 古川商事	22-0429
宇治市菟道丸山 1-44 (有) 城陽環境開発	53-9364
八幡市八幡軸 68-7 (株) 城南開発興業	075-981-0500
宇治市五ヶ庄西浦 32 (株) 木下商事	075-602-8131 (本社)

上記の清掃許可業者に、保守点検を合わせて依頼することもできますので、業者とご相談ください。

定期水質検査は京都府指定検査機関である

(公社) 京都保健衛生協会 (TEL 075-681-1727) に依頼してください。